

09434P-00

2021

年度版

TAC行政書士講座

行政書士 判例集



みんなが欲しかった！

行政書士の
教科書に
準拠

試験によく出る
重要判例を網羅！

重要判例は**関係図**で
イメージがつかみやすい



憲法・民法・行政法・商法の
判例を収録

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

行政書士試験は、平成18年度の試験から、出題科目の見直しや試験時間の拡大等の措置が実施されました。

これは、行政書士の業務分野が多岐にわたるという特性や隣接法律専門職種としての位置づけ等の観点から、行政書士試験においてより一層の法的思考力等を問うこととすべく、その判定になじみやすい基本法を中心に出題法令の限定を行うとともに、受験者が法律的素養を身に付けているかをより一層問う観点から、試験時間を拡大し、法令科目の出題割合を増加させたものといわれています。

このことは、法令科目で出題される判例問題において、最も端的に表れているといえます。判例とは、最も簡単にいえば、最高裁判所の判断のことですが、この判例の知識を問う出題の比重が極めて高くなっています。具体的に近時の本試験問題でみると、法令科目の全46問中の半数程度が、「判例に照らし、正しいもの（誤っているもの）はどれか」などの正誤を問う形式で、判例の知識が問われています。したがって、判例知識を身に付けることが合格への近道だといえるでしょう。

しかし、実際の訴訟（判例）は、事案が複雑で、判決文も読みにくいことから、初学者や独学者が判例対策を行うことは一筋縄ではありません。そこで、本書では、各論点の理解に不可欠な重要判例には、事案の要点を端的に示すとともに、適宜事実関係を図表化し、判決文のポイントを「争点・結論」としてまとめ直しました。また、判決文の判旨をできる限り掲載し、「争点・結論」に該当する箇所には連番とアンダーラインを付してあります。さらに、重要判例と同じ論点や事例を扱った「関連判例チェック」を適宜設けて様々な判例を確認できるようにしているとともに、各重要判例の最後には必ず「練習問題」を設けて知識の確認ができるようになっています。

本書で、重要判例を中心にマスターして、合格に必要な判例の知識を身に付けてください。

本書を効率よく活用いただき、行政書士試験合格を勝ち取って下さい。

TAC行政書士講座

本書の特長と使い方

よく使われる事件名や判決内容を示したタイトルと判決の年月日です。判決の年月日で使われる略語については以下のとおりです。

最高裁判所
大…大法廷

判…判決
決…決定

令…令和 平…平成 昭…昭和
大…大正 明…明治

なお、第二次世界大戦以前の判決の冒頭にある「大」は、大日本帝国憲法において設けられていた「大審院」を意味します。

現在の試験制度になった平成18年度試験以降で、実際に本試験で出題された（取り上げられた）実績を明示しています。「21-5-2」とは、平成21年度問題5選択肢2で出題された、という意味です。なお、18～30は平成、元・2は令和となります。

事案の概要を端的に示すとともに、適宜事案を図表化し、主な争点を記載しています。

取り上げた判例の争点（何が問題となったのか）と結論をわかりやすく記載するとともに、どのような理由によりその結論に達したのかを「ポイント」として掲載しています。

人権（自由権－思想・良心の自由（19条））

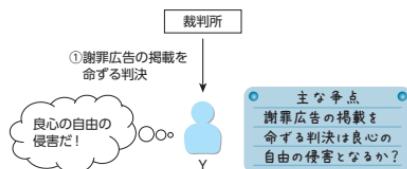
謝罪広告事件（最大判昭31.7.4）

出題実績 21-5-2

関連法令 憲法19条、民法723条

■ 事案

衆議院議員総選挙に立候補したYは、選舉運動中、対立候補であるXが汚職を旨の公表をした。そのため、Xは、虚偽の事実の公表により名誉を毀損されたとして、名誉回復のための謝罪文の掲載を求める訴えを提起した。一審、二審でYに対して謝罪広告の掲載を命ずる判決が出されたので、Yは謝罪広告の強制は良心の自由を侵害するものであるとして争った。



■ 爭点・結論

争点	結論
謝罪広告の掲載を命ずる判決は良心の自由の侵害となるか。	良心の自由の侵害となる。

1 ポイント

単に事態の真相を告白し、陳謝の意を表明する程度のものである謝罪広告を強制する判決は、倫理的な意思、良心の自由を侵害することを要求するものではなく、憲法19条に違反しない。

卷末に各判例の年月日索引を付けてありますので、
判例の検索にご利用ください。
判例年月日が太字になっているのは重要判例です。

取り上げた判例に関する 法令を掲載しています。

判旨

「民法七二三条にいわゆる「他人の名誉を毀損した者にに対して被害者の名譽を回復するに適當な処分」として謝罪広告を新聞紙等に掲載すべきことを加害者に命ずることは、從来学説判例の肯認するところであり、また謝罪広告を新聞紙等に掲載することは我國民生活の實際においても行われているのである。尤も謝罪広告を命ぜる判決にもの内容上、これを新聞紙に掲載することが謝罪者の意思決定に委ねるを相当とし、これを命ずる場合の執行も債務者の意思のみに係る代替作為として民訴七三四条に基き間接強制によるを相当とするものもあるべく、時にはこれを強制することが債務者の人格を無視し著しくその名譽を毀損し意思決定の自由乃至良心の自由を不当に制限することとなり、いわゆる強制執行に適さない場合に該当することもありうるであろうけれど、単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するに止まる程度のものにあつては、これが強制執行も代替作為として民訴七三三条の手続によることを得るものといわなければならない。…少くともこの種の謝罪広告を新聞紙に掲載すべきことを命ずる原判決は、上告人に屈辱的若くは苦役的労苦を科し、又は上告人の有する倫理的な意思、良心の自由を侵害することを要求するものとは解せられないし、また民法七二三条にいわゆる適當な処分というべきである…」

第1編 憲法

実際の判決文のうち、判旨の重要な部分を抜き出して、原文のまま掲載しています。先ほどの「ポイント」に該当する箇所には、連番とアンダーラインを付しています。

関連判例チェック

<input checked="" type="checkbox"/>	関連判例	
	麹町中学内申書事件（最判昭63.7.15）	重要度：B
	→内申書に生徒の政治的活動を不利益に評価して記載しても、当該記載は生徒の <u>思想信条そのものの記載ではなく、その記載から思想信条を了知するものではなく、憲法19条には違反しない。</u>	
	〈出題実績〉なし	〈関連法令〉憲法19条

重要判例と同様の論点や事案を扱った関連判例を掲載しています。関連判例には、出題実績と論点理解の観点から重要度を設けてあります。A（重要度高い）からC（重要度低い）との順になります。

練習問題

<input checked="" type="checkbox"/>	問題	解答
	謝罪広告の強制は良心の自由の侵害となり、憲法19条に違反する。	×
	内申書に生徒の政治的活動を不利益に評価して記載することは、憲法19条に違反する。	×

重要判例の内容を理解したかを確認するための○×式の練習問題です。

シリーズ紹介と活用法

ここでは、TAC出版書籍（みんなが欲しかった！行政書士シリーズ）のご紹介と、その書籍を使った効果的な学習法について説明します。



入門書



1 行政書士 合格へのはじめの一歩

- ・「オリエンテーション編」で、行政書士という資格と行政書士試験について、さらっと確認してイメージをつかみましょう。
- ・「**入門講義編**」で、各科目の内容をざっと読んで全体像をつかむとともに、法律学習になれましょう。

実力養成

2 行政書士の教科書



- ・まずは1回、ざっと読んで**全体像**をつかみましょう。わからないところがあっても、どんどん読み飛ばします。
- ・本文をじっくり、力を入れて読み込みましょう。
- ・「例題」は必ず解きましょう。できないときは、すぐに本文に戻って知識を確認しましょう。

リンク

3 行政書士の問題集



- ・『行政書士の教科書』の1回目を読む段階から、できればSectionごと、少なくともCHAPTERごとに、『行政書士の問題集』の問題を解きましょう。
- ・できなかった問題は、解説に記載されているリンクをもとに『行政書士の教科書』に戻って確認しましょう。

リンク

4 行政書士の最重要論点150



- ・『行政書士の教科書』の重要な150の論点をピックアップして、見開き2ページ1論点(項目)の構成、図表中心でまとめています。

(本書)

5 行政書士の判例集



- ・最重要判例を中心に、重要度に応じてメリハリをつけながら、憲法・民法・行政法・商法の数多くの判例を掲載しています。

過去問演習

6 行政書士の5年過去問題集



- ・5年分の本試験問題を、詳細な解説と問題ごとの正答率とともに、新しい順に年度別に収録しています。
- ・出来具合に一喜一憂することなく、また解きっぱなしにせずに、できなかった問題は、『行政書士の教科書』に戻って復習しましょう。

記述対策

8 行政書士の40字記述式問題集



- ・過去問題を題材にした解法マニュアルと、過去問題&オリジナル予想問題が1冊に集約されています。
- ・一通りの学習が終わって、直前に40字記述式対策を行われる受験生が多いようですが、実力養成の学習と同時並行することで、より知識定着を図ることも可能です。

直前対策

9 本試験をあてる TAC直前予想 行政書士



- ・出題傾向を徹底分析した予想問題を3回分収録しています。
- ・問題部分は回数ごとに取り外せるようになっているので、実際の本試験を意識したシミュレーションを行うことができます。是非とも時間(180分)を計りながらチャレンジしてみましょう。

合格！

〈 目 次 〉

III 第1編 憲 法 III

総論	2
憲法の基本原理	2
憲法の三大原理／2	
人権	5
人権享有主体	5
外国人の人権／5	
法人の人権／17	
公務員の人権／22	
在監者の人権／33	
人権の限界	36
私人間効力／36	
幸福追求権	46
肖像権／46	
プライバシー／52	
その他／65	
法の下の平等	67
法の下の平等（14条）／67	
議員定数不均衡訴訟／92	
自由権	102
思想・良心の自由（19条）／102	
信教の自由（20条）／107	
政教分離原則／111	
表現の自由（21条）／122	
学問の自由（23条）／163	
職業選択の自由（22条）／170	
財産権（29条）／179	
人身の自由／186	

受益権	200
国家賠償請求権（17条）／200	
社会権	214
生存権（25条）／214	
教育を受ける権利（26条）／217（163）	
労働基本権（28条）／219	
統治	222
内閣	222
内閣の組織と権能／222	
裁判所	224
法律上の争訟／224	
その他／241	
財政	245
租税法律主義／245	

III 第2編 民 法 III

総則	250
民法の基本原則	250
基本原則／250	
能力	254
能力の種類／254	
行為能力／258	
意思表示	260
虚偽表示（94条）／260	
錯誤（95条）／268	
代理	272
代理／272	
無権代理／275	
表見代理／283	
条件	292

時効	296
取得時効／296	
消滅時効／300	
時効の援用・放棄／304	
物権	312
物権	312
物権的請求権／312	
不動産物権変動と登記	315
不動産物権変動／315	
取消し・解除と登記／320	
取得時効と登記／327	
相続と登記／331	
占有権	337
占有訴権／337	
即時取得	339
所有権	343
共有関係／343	
用益物権	350
地役権／350	
担保物権	352
抵当権／352	
留置権／380	
先取特権／383	
債権	386
債権債務関係	386
債務不履行／386	
債権の保全	389
債権者代位権／389	
詐害行為取消権／395	
債権譲渡・債務引受	401
債権譲渡／401	

債権の消滅	404
弁済／404	
相殺／414	
その他の債権消滅原因／417	
多数当事者の債権債務関係	419
連帯債務／419	
契約総論	421
同時履行の抗弁権／421	
契約の解除／424	
契約各論	428
贈与契約／428	
売買契約／431	
賃貸借契約／437	
請負契約／450	
その他／452	
契約以外の債権発生原因	454
不当利得／454	
不法行為／465	
親族・相続	494
親族	494
夫婦関係／494	
親子関係／504	
相続	517
相続／517	
遺言／530	

III 第3編 行政法 III

行政法の一般的な法理論	536
行政法の基本原理	536
法の一般原則／536	

公法と私法	539
私法法規の適用／539	
行政組織	557
公物／557	
行政行為	560
行政行為の分類／560	
行政行為の効力／563	
行政行為の瑕疵／565	
行政裁量／583	
行政行為以外の行政作用	600
行政立法／600	
行政計画／612	
行政指導／616	
行政契約／626	
行政調査／629	
行政強制・行政罰	632
行政上の強制措置／632	
行政上の強制執行／635	
行政手続法	639
処分	639
不利益処分／639	
行政不服審査法	643
審査請求	643
審査請求の形式／643	
行政事件訴訟法	650
行政事件訴訟の類型	650
訴訟類型／650	
取消訴訟	659
要件審理／659	
本案審理／712	
判決／715	

取消訴訟以外の訴訟	717
無効等確認訴訟／717	
差止め訴訟／723	
国家賠償・損失補償	727
国家賠償請求	727
国家賠償法の概要／727	
公務員の不法行為／730	
公の営造物の設置・管理の瑕疵／771	
取消訴訟との関係／796	
損失補償	799
損失補償制度／799	
地方自治法	811
住民の権利	811
住民監査／811	
地方公共団体の機関	819
地方公共団体の財務／819	
条例・規則	823
条例／823	

III 第4編 商 法 III

商法	830
商法総則	830
商法の適用／830	
商号／834	
商行為	830
商法の適用／830	
会社法	837
株式	837
株主／837	
株式の譲渡／841	

会社の機関	843
株主総会／	843	
取締役・取締役会／	854	
持分会社・組織再編	867
事業譲渡／	867	
【年月日索引】	870

第1編

憲法

総論（憲法の基本原理－憲法の三大原理）

砂川事件（最大判昭34.12.16）

出題実績 26-41

関連法令 憲法 9 条

■ 事案

砂川町にあったアメリカ軍使用の立川飛行場拡張のため測量が開始されたが、その際、基地拡張に反対する集団が境界柵を破壊し、飛行場内に立ち入った。そのため、集団に参加していたYらが、日米安全保障条約に基づく行政協定に伴う刑事特別法違反として起訴された。

■ 争点・結論

	争 点	結 論
1	<p>憲法9条は、自衛権に基づいて他国に日本の安全保障を求めることを禁止しているか。</p> <p>ポイント</p> <p>憲法9条は自衛権を否定したものではない。したがって、他国に安全保障を求めることが禁止していない。</p>	禁止していない。
2	<p>日本に駐留する外国軍隊は、憲法9条2項で保有が禁じられる「戦力」にあたるか。</p> <p>ポイント</p> <p>憲法9条2項で保有を禁じているのは、わが国自体の戦力であり、外国軍隊はたとえ日本に駐留するとしても9条2項の「戦力」にはあたらない。</p>	あたらない。

日米安全保障条約は、裁判所による**司法審査の対象**となるか。

司法審査の対象とならない。

3

ポイント

条約も司法審査の対象となり得るが、安保条約のように主権国としてわが国の存立の基礎に重大な関係を持つ高度に政治性を有するものは、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、**司法審査の対象とならない**。

判旨

「同条(憲法9条)は、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしもちろんこれによりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである。…すなわち、われら日本国民は、憲法九条二項により、同条項にいわゆる戦力は保持しないけれども、これによつて生ずるわが国の防衛力の不足は、これを憲法前文にいわゆる平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼することによつて補ない、もつてわれらの安全と生存を保持しようと決意したのである。そしてそれは、必ずしも原判決のいうように、国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的安全措置等に限定されたものではなく、わが国の平和と安全を維持するための安全保障であれば、その目的を達するにふさわしい方式又は手段である限り、国際情勢の実情に即応して適当と認められるものを選ぶことができることはもとよりであつて、①憲法九条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めるなどを、何ら禁ずるものではないのである。」

「憲法9条の趣旨に即して同条二項の法意を考えてみると、同条項において戦力の不保持を規定したのは、わが国がいわゆる戦力を保持し、自らその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使することにより、同条一項において永久に放棄することを定めたいわゆる侵略戦争を引き起こすがごときことのないようにするためであると解するを相当とする。従つて同条二項がいわゆる自衛のための戦力の保持をも禁じたものであるか否かは別として、②同条項がその保持を禁止した戦力とは、わが国がその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力いうものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しないと解すべきである。」

「本件安全保障条約は、前述のごとく、主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものというべきであつて、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結した内閣およびこれを承認した

国会の高度の政治的ないし自由裁量的判断と表裏をなす点がすくなくない。それ故、③右違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり、従つて、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものであつて、それは第一次的には、右条約の締結権を有する内閣およびこれに対して承認権を有する国会の判断に従うべく、終局的には、主権を有する国民の政治的批判に委ねらるべきものであると解するを相当とする。そして、このことは、本件安全保障条約またはこれに基く政府の行為の違憲なりや否やが、本件のように前提問題となつている場合であると否とにかかわらないのである。」

練習問題

問題	解答
条約については、司法審査をする余地はない。	×

人権（人権享有主体－外国人の人権）

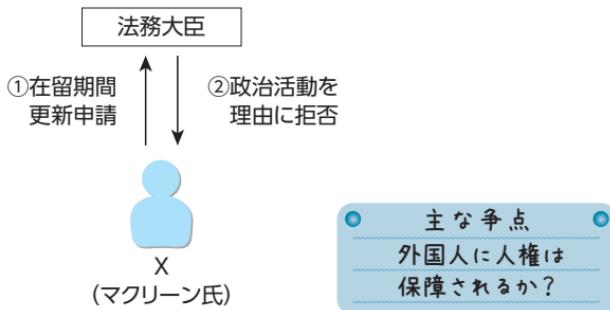
マクリーン事件（最大判昭53.10.4）

出題実績 18-6-1、23-4-3、27-3-3、29-3-1

関連法令 憲法第3章

■ 事案

アメリカ国籍のロナルド・アラン・マクリーン氏(X)は、1年の在留許可を受けて日本に滞在していたが、在留期間中にベトナム戦争反対運動等の政治活動に参加したことを理由として、法務大臣から在留期間の更新を拒否された。そのため、Xが不許可処分の取消しを求めた。



■ 争点・結論

	争 点	結 論
1	外国人に人権は保障されるか。	権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく 保障される 。

ポイント

外国人に人権が保障されるかについて、判例は**性質説**を探っている。すなわち、全ての人権が日本国民と同様に保障されるのではなく、保障されるかどうかは**権利の性質**から判断される。

	2	外国人に 政治活動の自由 は保障されるか。	わが国の政治的的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることができないと解されるものを除き、 その保障が及ぶ 。
	3	ポイント 原則として保障される。しかし、一定の制限はある。	
		外国人に 入国の自由、在留の権利 は保障されるか。	わが国に在留する外国人は、 憲法上わが国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求することができる権利 を保障されているものではない。

■ 判旨

「①憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり、②政治活動の自由についても、わが国の政治的的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることができないと解されるものを除き、その保障が及ぶものと解するのが、相当である。

しかしながら、…③外国人の在留の許否は国の裁量にゆだねられ、わが国に在留する外国人は、憲法上わが国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求することができる権利を保障されているものではなく、ただ、出入国管理令上法務大臣がその裁量により更新を適当と認めるに足りる相当の理由があると判断する場合に限り在留期間の更新を受けることができる地位を与えられているにすぎないものであり、したがって、外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、右のような外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎないと解するのが相当であって、在留の許否を決する国の裁量を拘束するまでの保障、すなわち、在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんしゃくされないことまでの保障が与えられているものと解す

ることはできない。」

■ 関連判例チェック

<input checked="" type="checkbox"/>	関連判例	
	<p>森川キャサリン事件（外国人の再入国の自由）（最判平4.11.16）</p> <p>→我が国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されているものでないことは、当裁判所大法廷判決（最高裁昭和二九年（あ）第三五九四号同三二年六月一九日判決・刑集一一卷六号一六六三頁、昭和五〇年（行ツ）第一二〇号同五三年一〇月四日判決・民集三二卷七号一二二三頁）の趣旨に徴して明らかである。</p>	重要度：C
	<p>〈出題実績〉 19-6-5、27-3-2</p>	〈関連法令〉 憲法第3章
	<p>外国移住の自由（最大判昭32.12.25）</p> <p>→憲法22条2項は「何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない」と規定しており、ここにいう外国移住の自由は、その権利の性質上外国人に限つて保障しないという理由はない。</p>	重要度：C
	<p>〈出題実績〉 なし</p>	〈関連法令〉 憲法22条2項

入国の自由（最大判昭32.6.19）

重要度：C

→憲法22条1項には、何人も公共の福祉に反しない限り居住・移転の自由を有する旨規定し、同条2項には、何人も外国に移住する自由を侵されない旨の規定を設けていることに従すれば、憲法22条の右の規定の保障するところは、居住・移転及び外国移住の自由のみに関するものであつて、それ以外に及ばず、しかもその居住・移転とは、外国移住と區別して規定されているところから見れば、日本国内におけるものを指す趣旨であることも明らかである。そしてこれらの憲法上の自由を享ける者は法文上日本国民に局限されていないのであるから、外国人であつても日本国に在つてその主権に服している者に限り及ぶものであることも、また論をまたない。されば、**憲法22条は外国人の日本国に入国することについてはなにら**（※原文ママ）**規定していないものというべき**であつて、このことは、国際慣習法上、外国人の入国の許否は当該国家の自由裁量により決定し得るものであつて、特別の条約が存しない限り、国家は外国人の入国を許可する義務を負わないものであることと、その考え方と同じくするものと解し得られる。

〈出題実績〉なし

〈関連法令〉憲法22条1項、2項

練習問題

<input checked="" type="checkbox"/>	問題	解答
	外国人に政治活動の自由は一切保障されない。	×

人権（人権享有主体－外国人の人権）

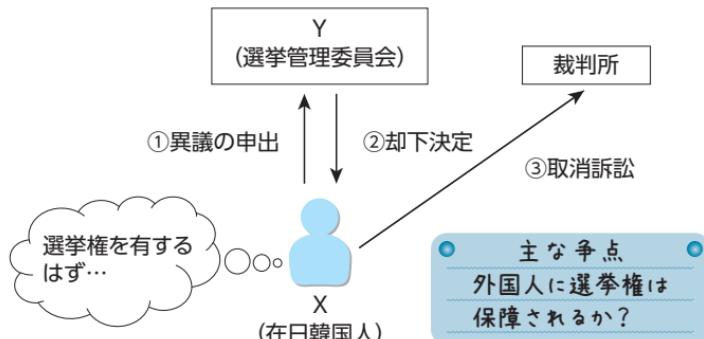
外国人の地方選挙権（最判平7.2.28）

出題実績 18-2-ウ、19-6-2、23-4-4、23-4-5

関連法令 憲法15条1項、93条2項

■ 事案

在日韓国人Xらは、選挙人名簿に登録されていなかったので、そのことを不服とし、選挙管理委員会Yに異議の申出をしたが、却下の決定を受けた。そこで、Xらはこの決定の取消訴訟を提起した。



■ 爭点・結論

	争点	結論
1	外国人に選挙権は保障されるか。	保障されない。
1 ポイント		国民主権の原理から、選挙権は、権利の性質上日本国民にしか認められない。

	外国人に 地方選挙権 は保障されるか。	憲法93条2項の「住民」とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する (= 保障されない)。
2	ポイント 地方公共団体はわが国の統治機構の不可欠の要素であることから、 憲法上、地方選挙権も日本国民にしか認められない 。	
3	定住外国人に 法律をもって地方選挙権を付与することは許されるか。	我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と段々に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについては、そのような措置を講ずることも 許される 。

判旨

「憲法一五一条一項にいう公務員を選定罷免する権利の保障が我が国に在留する外国人に対しても及ぶものと解すべきか否かについて考えると、憲法の右規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び一条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとすれば、①**公務員を選定罷免する権利を保障した憲法一五一条一項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。」**

「地方自治について定める憲法第八章は、九三條二項において、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するものと規定しているのであるが、前記の国民主権の原理及びこれに基づく憲法一五一条一項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統

治機構の不可欠の要素を成すものであることをも併せ考えると、^②憲法九十三条二項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということはできない。」

「憲法九十三条二項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとはいえないが、憲法第八章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、^③我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない。」

練習問題

問題	解答
我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについては、条例をもって、地方選挙権を付与する措置を講ずることも許される。	×
我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについては、法律をもって、地方選挙権を付与する措置を講ずるべきであり、そのような措置を講じない場合、違憲の問題が生じる。	×

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ
2021年度版 みんなが欲しかった！行政書士の判例集

発行日 2021年1月20日

初版発行

編著者 TAC株式会社（行政書士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2021

管理コード 09434P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。